

日中戦争による「満洲国」農業政策の転換

陳 祥

はじめに

本論は、「満洲国」（便宜上、以下括弧を省略する）の農業政策がどのように展開したのかを究明することを課題とする。農業政策の検討を通して満洲国の統治実態を究明することは重要な意義があるだろう。

これまでの満洲国の研究には、農業政策を正面から考察する研究はほとんどない。満洲農村に関する研究成果では、まず風間秀人の成果をあげられる。満洲農村の糧棧という土着資本は、統制経済実施前の日本の支配に対して「従属と対抗」の姿勢をもっていた。満洲農村社会と深く結合し、日本資本の介入を阻止して、独自の経済圏を確保していた。統制経済期には満洲の糧棧は分裂し、大糧棧を中心とする組織は満洲国の農産物蒐荷機構の下部に組み込まれ、満洲国の統制支配の下で農産物の加工・保管などを行った。中小糧棧は満洲国の農産物流通機構から排除された。彼らは満洲国各地に存在している闇市場が形成され拡大する過程のなかで、日本帝国主義の支配に対抗・対決する民族資本として存在した。風間秀人は日本帝国主義の満洲農村の土着資本に対する支配政策は失敗だったと指摘した¹。更に、風間秀人と飯塚靖は「農業資源の収奪」策をめぐって、満洲事変期・日中戦争期・太平洋戦争期に分けて検討した。流通政策・増産政策、蒐荷機構の実績、農事合作社・興農合作社、糧棧の対抗など四つの課題を通じて、満洲国の農産物収奪政策の展開と実態と検討した²。

次に、中国の解学詩は『偽満洲国新編』で満洲国農業政策にふれている。満洲国の農業生産は停滞した根本的な原因は農民の貧困であり、農業生産投資不足により農業改良を実現していなかったと説明した³。

山本有造の『「満洲国」経済史研究』は、マクロ的指標を利用して数量的・実証的に満洲国14年間の経済を分析した⁴。農業面に対しては、1920年代後半から1940年代後半までの満洲農業生産指数と農産物統制を検討した。これらは農業生産力の水準と構造の作業であり、満洲国の農業政策の検討ではない。原朗の「満洲事変期の経済統制政策」は鉱工業の統制を中心に分析した⁵。要するに、本論の検討対象である日中戦争期下の満洲国農業政策については、前述した各研究で多少言及しているが、全面的な検討はなされていない。

そこで本稿では以下の問題を検討したい。

第一に、満洲国初期に、満洲国はいかなる農業政策を立案し、どのように農業政策を実施しようとしたのかを検討したい。第二には産業開発五ヵ年計画と統制経済開始をめぐって農業政策が国策の重点項目とされた時期の満洲国の農村政策を検討する。第三に、太平洋戦争

期に、蒐荷目標実現が農業政策の主眼となることを検討する。

以上の課題を検討することにより、満洲国の農村に対する統治の展開過程を明らかにしたい。

I 満洲国初期の農業政策

まず、満洲国初期にいかなる農業政策を立案し、満洲国はどのように農業政策を具体化しようとしたのかを検討したい。

1 農業政策の基調

満州事変により、関東軍は満洲全域を占拠した。軍事占領とともに、今後の満洲経済開発に関する問題が浮上した。1931年12月8日、関東軍参謀部第三課は「満蒙開発方策案」を作成した。「満蒙開発政策は原則として内地及植民地と満蒙とを一体として企画経済の下に統制実行すること」⁶とした。一方、「満蒙の開発方針」については、満洲を「平戦両時に於ける帝国の資源独立政策に適応せしむること」とし、さらに、満洲の農業経済に対しては「差当り国家統制の下に適當なる資本団をして行はしめ為し得る限り之に国家資本（地方自治資本共）を参加せしめ所謂資本家をして利益を壟断するを許ず」⁷意図を明らかになった。この案は1933年の「満洲国経済建設綱要」に大きな影響を与える。

1933年3月1日、満洲国政府は、関東軍特務部および満鉄経済調査会が立案した「満洲国経済建設綱要」を発表した。この綱要は所謂「満洲国第一期経済建設」の計画である。綱要は「順天安民・王道楽土」を実現するために、満洲国の経済建設は「無統制ナル資本主義ノ弊害ニ鑑ミ之ニ所要ノ国家的統制を加ヘ資本ノ効果ヲ活用シ以テ国民経済全体ノ健全且ツ澁刺タル発展ヲ図ラントス」⁸とした。農業政策に関する内容は、以下の通りである。

(一) 我國民經濟は農を以て其根幹とす而して農産増殖の目標は外国に依存する農産物の自給を図ると共に一般農産物の輸出に努め以て農民大衆の福利を増進し其生活を向上せしめんとす（下線は著者）

(二) 農産の改良増殖 (イ) 我農業経営の基幹を為す大豆、高粱、粟、玉蜀黍に就ては之が栽培に指導奨励を加え品種の改良と其の増殖を図る (ロ) 棉は栽培面積三十万町歩、繰棉年産統一億五千万斤に達せしむ (ハ) 小麦は栽培面積二百三十万町歩、年産額二千万石に達せしむ (ニ) 煙草、麻類、落花生、胡麻、蓖麻、忽布、甜菜、果樹、蔬菜等の栽培並柞蚕の飼育を奨励して農業経営の改善並農家経済の調和を図る

本綱要を前述した関東軍の案と比べると、満州農業を国家が統制し、自給自足を目指して農家の経済力を強化する考え方が新たに示されたことがわかる。(イ)は普通作物を増産し、(ロ)(ハ)では棉花・小麦の増産額を具体的に取り上げ、(ニ)で農家経営改善にも言及している。軍需的意義が持っている棉花・小麦について、一定の需要量を確保しなければならないと考えられた。

しかし満洲農業は建国前からすでに世界経済恐慌に襲われていた。農業金融と流通システムは張軍閥政権の撤退により危機状態に落ち込んでいたため、「大豆その他の農産物の暴落は更に農民の農産物処分難となり金融梗塞して如何ともし難い窮状」となった⁹。

表1 満洲国農業生産統計表（面積単位：千陌 収穫単位：千吨）

年次	大豆		其他豆類		高粱		粟		玉蜀黍		小麦		水稻		陸稻		合計	
	面積	産量	面積	産量	面積	産量	面積	産量	面積	産量	面積	産量	面積	産量	面積	産量	面積	産量
1924年	2167	3451		177	2191	4450	1549	3025	698	1618	745	805	56	94	78	88	5317	10080
1925年	2678	4178		239	2508	4678	1887	3119	1028	1808	880	961	93	192	108	150	6504	10908
1926年	3337	4781		415	2377	4523	1910	2982	1099	1702	895	968	110	180	118	133	6509	10488
1927年	3542	4822		434	2653	4577	2096	3207	1004	1712	1138	1448	125	148	117	147	7133	11239
1928年	3743	4839		476	2896	4610	2169	3272	987	1741	1317	1469	82	150	101	145	7552	11387
1929年	3993	4854		277	2967	4678	2133	3350	877	1612	1298	1302	88	137	112	156	7475	11235
1930年	4190	5360			3066	4771	2289	3299	924	1588	1379	1384	80	154	120	157	7858	11353
1931年	4202	5227			2980	4497	2238	2960	989	1706	1579	1580	82	158	123	162	7991	11063
1932年	4225	4267	301	277	2830	3229	2254	2615	885	1541	1556	1133	80	109	107	137	7712	8764
1933年	3247	4601	323	325	2527	4021	2365	3184	1046	1758	1033	863	74	166	100	143	7145	10135
1934年	3365	3398	322	279	2845	3469	2364	2123	1195	1502	909	643	116	215	125	125	7554	8077
1935年	3363	3859	330	272	2954	4103	2464	2967	1280	1902	1008	1015	115	285	137	137	7958	10409
1936年	3431	4147	366	330	3053	4240	2577	3187	1288	2072	1106	959	170	438	136	136	8330	11032
1937年	3590	4173	364	309	3046	4098	2613	3184	1418	2126	1216	1079	200	522	134	134	8627	11143
1938年	3905	4612	356	305	3291	4678	2708	3133	1622	2400	1307	976	255	600	123	123	9306	11910
1939年	4008	4014			3377	4443	2762	3041	1763	2333	1350	892	284	694	95	95	9631	11498
1940年	3597	3480			2935	4399	2935	3138	2029	2776	1023	779					8922	11092

注①. 日満農政研究会東京事務局『満洲農業の研究 其の一 生産の統計的分析』（日満農政資料 第九輯）1942年、78～82頁；

注②. 1932～1938年の其他豆類は『満洲農業要覧』393-394頁よりデータを補足する

満洲国はこの局面を打開するために、1934年2月農業政策の根本方針を決定した。南満方面において、極力棉花や麻などを栽培することを督励し、北満方面にも大豆以外の農作物に転作するよう督励した¹⁰。大豆以外の農作物とは小麦のことである。ハルピンを中心とする北満鉄道沿線の都市には比較的大規模な新式製粉工場があったものの、満洲では小麦粉が不足していた。そこで、満洲国政府は1935年から、北満で改良種子を配布する政策を実行し、積極的な増産をはかった。しかし、表1の小麦生産の推移を見ると、1931年のピーク時以降はずっと下がっている。増産政策の実際的な効果は見られなかった。30年代は高粱、玉蜀黍と粟が増え続けた。農民は恐慌に対して、自衛手段として大豆、小麦などの経済作物の栽培から粟、玉蜀黍、高粱など自分たちの自家用主食作物に転換する傾向にあった。一方、棉花の生産状況は（表2）、1934年には収穫量が一番多かったが、1936年度から満洲の改良棉栽培が拡大すると共に、在来棉花の収穫量は減少した。棉花を中心とする原料農産物の増殖計

表2 1933 - 1938年満洲国棉花栽培統計表 (面積単位：千陌 収穫単位：千斤)

年度	棉花		改良棉		在来陸地棉		在来棉		棉花合計		
	作付面積	収穫高	年度	作付面積	収穫高	作付面積	収穫高	作付面積	収穫高	作付面積	収穫高
1933年	52	117,897	1936年	1	1,995	28	38,555	53	74,087	82	114,638
1934年	92	166,612	1937年	5	8,193	39	53,154	57	75,403	101	136,750
1935年	56	76,220	1938年	18	26,179	22	24,853	46	37,616	85	88,649

注. 日滿農政研究会新京事務局：『満洲農業要覧』（1940.7.12）425-426頁より作成

画は南満で実施されたが、増殖・増産成績は良好ではなかった。

筆者の南荒地村の農産物販売状況の検討によると、大豆経済に頼っている満洲農村は、満洲国初期農業政策の影響を受け入れないまま、大豆・高粱・包米を中心に生産していたことがわかった¹¹。「満洲国経済建設綱要」の増産計画は村まで浸透していなかった。「南棉北麦」という政策の意図と効果は限定されていた。

第一に、「南棉北麦」への転換は工業の原料を確保するためではないかと考えられる。ただし、満洲農民の主食への転換意欲が強かったため、小麦の増産目標はほとんど実現していなかった。

第二に、棉花政策の目標は原料農産物の満洲国での自給を確保することであったが、1934年以降の棉花生産総量は逆に減少していた。

満洲国初期の農産物増産計画は基本的に失敗したと考えられる。その要因は、第一期経済建設の中で、関東軍と満洲国が農業政策を軽視したことにある。増産計画は示したが、そのための資金はほとんど農業に投資されなかった。先ず、1932-1936年の間のに、地方財政＝県旗市財政における勸業費は僅かに0.86%、0.57%、0.38%、0.43%、0.73%であった。それに対して警察費と公署費は66.44%、63.69%、58.31%、49.73%、46.69%を占めていた¹²。一方、国家財政のうち、1932-1935年の農業投資データが収集できていないが、1936年の場合、実業部経費（5,623,368元）は満洲国歳出（1936年分：219,405,000元）の僅かに2.56%であった。そのうち34.64%が農業への投資である¹³。この時期の満洲国は主に農村の治安回復に注目し、生産部門への投資額は不足していた。

2 満洲国農業政策の展開と効果

満洲国の農業増産の主な目標は小麦と棉花などの軍需農産物であり、満洲農業の基幹であった大豆生産は減反・調整された。そのため、1931年までの満洲大豆の生産量は増えて続けたものの、満州事変後以降は落ち込んだ。大豆を中心とする満洲一般農産物の流通と農家金融の再編が不可欠となった。これらの状況に対する満洲国農業政策を分析したい。

A 農村金融政策

農村金融の促進は農村経済の重要な一環である。満州事変前は、官銀号（東三省官銀号・

吉林永衡官銀錢号・黒龍江商官銀号) という金融機構から官商を中心とした糧棧へ資金が供給された。そのうちの相当部分は満洲の大地主と富農の手を経て農民に貸し出された。糧棧も一部の金を農業資金として農民に供給した¹⁴。しかし満州事変勃発後、農村に在住していた富農や地主は、敗残兵や馬賊などの略奪行為を防ぐために、資金を持って治安状況がよい都会地へ引越した。資金供給はほとんど都会地に集中した。1933年5月には、官商糧棧機構が全廃となり、糧棧から農民への資金供給の道も断たれ、旧来の農村金融システムは崩壊した。別稿で検討した南荒地村の借貸関係¹⁵では、この時期に相当の農家が借金状態となった。借金農家は主に農村の中堅層農業経営農家であり、主に知人・親戚などから借金をしていた。

このような満洲農村の困窮に直面した満洲国政府は、治安維持を目的とした。「農民経済の救済を提唱し」¹⁶た。1933年から「春耕資金」と称する低利農業資金が満洲中央銀行から貸出された。しかし春耕資金の供給は一時的な措置であり、この政策を継承するために金融合作社が設立された。金融合作社は1933年に奉天公署が「朝鮮金融組合の範に倣い」¹⁷、3月奉天で、5月復県で設立した。それ以降、1934年には奉天省の鉄嶺・遼陽・開原・錦県・撫順・蓋平・興安・遼源、吉林省の永吉・額穆、黒龍江省の克山など全国的に設置した。1938年までに110社、社員50万を超え、加入農家は全農家の9.1%に達した¹⁸。しかし金融合作社の融資条件は厳しく、財産担保なども必要だったので、貸付対象は地主富農中心となる。この時期の金融合作社の貸付業務は担保貸付金を中心としており、担保力のない零細農5～10人で一組で連帯保証団を組織させ、それに対して一人当たり50元までの低利融資をはかる制度であった。この制度は相互連帯保証の役割を果させようとする意図はあるが、寧ろ「各保証団体は夫々団長に依って統制されて居り更に各保証団体は分事務所或いは分駐在所を通じて、所属金融合作社の傘下に統制される仕組みとなって」¹⁹いた。

金融合作社諸政策の結果を検討しよう。1934年以降、満洲国実業部臨時産業調査局により大規模な農村実態調査が実施された。1936年度には南満地方を中心として全満に亘り21県を選び実地調査が行われた。この調査により「農村実態調査報告—農家の負債並に貸借関係篇(南満の部)」を作成した。調査対象はほとんど県城近くの村であった。10か村計569戸の農家の借入先は、農家の相互金融が55.65%、営利的金貸業者(當舖)が12.17%、商人(糧棧・油房・雑貨舗など)が18.70%、金融合作社0.11%、農商貸款2.67%、義倉0.03%、救済貸付0.06%、煙草耕作組合1.64%などとであった²⁰。相互金融の比率が圧倒的に多く、金融合作社は少なかったが、それ以降金融合作社の貸出額と成績は年々好調になる。双城県興礼村沈家窩堡の調査によると、興礼村沈家窩堡の27%の農家は金融合作社から融資をうけた。ただ富農レベルの4戸の農家が村全体の金融合作社からの借金の81%を占めている²¹。

1941年には満洲調査機関聯合会と農業金融調査委員会は農業生産と金融の関係を把握するために、満洲にある各種金融²²を対象とする調査を行った。191屯・791戸の農家調査では、借入先は、農家の相互金融が45.65%、地主が5.67%、営利的金貸業者(當舖)が1.56%、商

人（糧棧・油房・雑貨舗など）が6.06%、合作社39.12%、その他1.94%となっている²³。

これらの調査は場所・時点・規模は異なっており、サンプル数も少ない。調査方法も具体的に触れられておらず、信憑性は定かではない。しかし、少なくとも満洲国の農村金融は農民相互金融であること、営利的貸付業者と商人の金融は金融合作社政策の浸透によって衰退しつつあったこと、農村金融政策が地主・富農にかたよっていたことなどが傾向としてわかる。余剰の農産物を市場に販売する農家は、ほとんど農村の地主と農業経営層の富農であり、農村徴税は主にこれら中農以上の農家が多かったので²⁴、農業金融政策は彼らを中心として農業資金を提供したことになる。

B 農村統制政策

張軍閥政権は農産物市場に対して統制を加えることはほとんどなかった。農民の農産物販売は穀物問屋である糧棧の意志によって自由に取引され、その価格は大連を通して、世界市場の農産物価格と連動していた。

建国後、満洲国は統制経済に着手した。1933年から棉花・葉煙草・麻類の増殖計画を立て、これらの特殊農産物の価格への統制を行った。満洲国政府は大豆共同販売会を組織した。この共同販売会も市場価格統制の一種に言ってもよい。共同販売会は恐慌克服の一時的措置に過ぎないし、農民の反応は消極的だった。共同販売会は1933年に黒龍江省管内の主要集散地21ヶ所に設けられたが、委託した農民は138名にすぎず、委託大豆数量も6092トン²⁵という惨憺な状況であった。これに対して、恒久的な市場統制政策とみるべきの糧穀交易市場の設置が求められた。1935年に、濱江省青崗県公署は「県下中間業者の不当利潤を排除し以て公正なる取引の確立と、全県下の糧穀取引の統一に重点を置き、現有糧穀取引機構に改革を加ふる事に決定」²⁶した。11月29日交易市場設立と市場外の取引禁止を実施した。交易市場の「創案は周辺の各県参事官の共鳴を得、……各県に運動が拡大されて行った」²⁷という。北滿穀倉地帯の各県の農事合作運動は異常に盛り上がり、「今日（1942年）では設立をみざる県とは殆んどない状態であった」²⁸。満洲国の県以下のレベルの行政財源は、主に土地税の响捐と販売税の糧捐であった²⁹ため、これらの運動は前述した農産物取引の合理化・統制の基本動機のほかに、「各県における税収の確保という要請もあった。これは出産糧石税の付加税である糧石捐は、糧穀取引地における県の収入となるので、生産県では自県において蒐荷し取引させることを狙いとしたのであった」³⁰。要するに、この時期には満洲国に対して地方統治中心の県財政充実は農村支配浸透の重要な一環である。その結果では、各方面から交易市場に非難・指摘し、交易市場の政策は根本的な改革を直面していた。

交易市場の運営は特産商・糧棧の既存の利益を損害した。ただ交易市場は、設置箇所が少ない、サービスが悪いなどのため普及せず、出荷された農産物数量は満洲全体の農産物出荷量の半分に満たなかった³¹。交易市場の動機は各県の財政確保を目的として、「市場手数料は…農民の負担が加重せられたる」³²。

3 小結

以上述べたように、日本支配下において、満洲国の農業政策は「満蒙開発」を目指して、農産物を増産しようと計画したが、現実条件によって、関東軍の指導に従って、満洲国は農村社会治安の安定、農産物の販路開拓、大豆単一耕作の危険分散などの策を実施した。これらの基本目的は満州事変後の困窮な地方財政を確保することである。しかし、このことは、満洲の農業政策が日本支配目標を実現したということを示すものではない。関東軍の農業軽視によって、農産物増産の目標は実現していないし、財政充実を中心とする農業政策によって、政府は満洲の土着資本を通じて農産物の蒐荷を行い、直接的に農産物を支配できなかった。農村市場にある土着資本は農産物取引を掌握し、農村の金融と市場面を強力に支配していたのであった。そのため、農業増産と農産物統制を中心とする農業政策に対しては、農産物蒐荷を企図する満洲国政府は新たな施策を講じなければならない。

II 日中全面戦争期の農業政策

日中全面戦争期、満洲国はいかに農業増産と農産物統制を展開したのかを検討する。

1 満洲農産五ヵ年計画の修正

1936年に、「満洲国第二期経済建設」計画が立案された。この動きを主導したのが石原莞爾であることはよく知られている。陸軍省は8月3日に「満洲開発策綱要」を決定し、8月5日付で関東軍に示達した。関東軍は8月10日に「満洲国第二期経済建設要綱」を提出した。この案の中では農業政策に関する要点は以下の通りである。

- 三 …農業生産品ノ有事ノ際ニ於ケル軍需ヲ考慮シ成シ得ル限り現地補充主義ノ下ニ適當ナル施策ヲ講ズルモノトス
- 四 現地調弁主義ノ目標ト日満経済融和ノ精神ニ基キ、帝国政府ニ於テハ満洲国産業統制ニ関聯シ、内地、外地ヲ通ズル産業上ノ統制ニ関シ格別ノ考慮ヲ払フモノトス

関東軍、満鉄、満洲国三者は以上の方針に基づいて、1936年10月の湯崗子会議でその骨格を決めた。1937年1月25日に関東軍司令部「満洲産業開発五年計画綱要」を最終的に決定した。関東軍は満洲の「自給自足」方針に基づいて、軍事需要の「現地補充主義・現地調弁主義」を実現するために「農業統制経済」を発足させたと考えられる。「満洲産業開発五ヵ年計画」の要点は関東軍主導の下で、国防産業の拡充のために、自給自足と国民生活安定を中心目標とした。計画は「鉱工業、農畜産、交通通信、移民の四部門に分かれ、生産力拡充目標は計画前の二倍乃至五、六倍に達せしめんとするもので、所用経費は二十五億圓乃至三十億圓と称せられ、鉱工業・農畜産等の直接産業部門が60%、交通通信・移民の補助産業部門が40%を示し、鉱工業の中、鉄・石炭・電力・液体燃料だけで73%、これに産金を加へると80%、自動車飛行機鉱業を加へると90%」³³となる。要するに、農業は満洲産業開発五ヵ年計画のなかで、依然として従属的な役割をもっていた。しかし、産業開発計画の目標は単

に鉱工業だけではなく、「工業原料として、食糧として、飼料原料としての軍需的要請にバックされて、産業開発五ヵ年計画が樹立されることとなった」³⁴という。

1937年春に成立した生産計画は、特殊農産物と普通農産物を網羅したものであった。

(1) 有事の際特に必要とせらるるものの現地調弁の見地からする改良又は増産のため米・小麦・大麦・燕麦・ルーサン・ケナフ（洋麻）・蓖麻・棉花の九種目。(2) 農産物の自給自足を計る見地より改良又は増産を図るものとしての黄色葉煙草・甜菜の二種目。(3) 其他国民生活安定の見地よりする改良又は増産作物として高粱・大豆・粟・玉蜀黍の四種目³⁵

この案では、対象とされた農産物は15種類である。(1)は軍需作物、または特殊作物ともいえ、これは最も増産の必要があるとしていた。それに対して(2)と(3)は一般民需作物で「改良又は増産」することとした。しかし、事実上の方針は「改良だけで」³⁶あった。表4によれば、(3)の大豆・高粱・玉蜀黍・粟はむしろ減反の方針さえ採られた。一方、「日本移民の入植地保留に対する考慮……軍需作物増産のために民需作物がその耕地を引渡さねばならなかった」³⁷。更に、表1の実績では満系農民が前述したように主食に逃避する傾向がしめされており、「作物転換の予想外の困難」³⁸であった。

表3 満洲産業開発五ヵ年計画の農業関係（単位：千トン）

資源名	1936年現在能力	五年後目標	倍率	記事
米	337.2	517.7	1.5	国内自給考慮
水稻	257.9	417.6	1.6	日本移民による増産
陸稻	79.3	100.1	1.3	満農による自然増
小麦	966.0	2024.4	2.1	国内自給を目標 日本移民を主として満農の作付転換、二荒地の復興による
大麦	184.6	262.0	1.4	
燕麦	47.8	89.0	1.9	軍需を考慮
ルーサン	1.9	152.0	80.0	
洋麻	7.2	23.1	3.2	麻袋輸入の防遏、国内自給目標、作付転換
亜麻	1.6	23.1	14.4	
蓖麻	30.0	40.0	1.3	軍需を考慮
棉花	15.0	45.5	3.0	輸入の防遏、満農の作付転換
煙草	2.4	9.9	4.1	国内自給を考慮
甜菜	69.0	300.0	4.3	輸入の防遏
大豆	4201.3	4730.0	1.1	輸出の増進
高粱	4241.8	4600.6	1.1	対日輸出確保 反当収量の増加、二荒地の復興による
粟	3439.4	3590.0	1.0	民食自給確保 反当収量の増加、二荒地の復興による
玉蜀黍	2124.7	2200.0	1.0	対日輸出確保 反当収量の増加、二荒地の復興による

注. 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史・総論』1974年 535頁より作成

表4 満洲農産開発五ヵ年計画第一年度における作付面積と農産物増産計画対照表

	1936年		1937年度計画		増加	
	面積/千陌	産量/千トン	面積/千陌	産量/千トン	面積/千陌	産量/千トン
水稻	173.9	442.0	191.4	548.0	17.5	106.0
小麦	1085.0	835.0	1150.0	1094.0	65.0	259.0
大麦	139.0	192.0	139.0	192.0	0.0	0.0
燕麦	35.0	33.0	39.0	41.0	4.0	8.0
ルーサン	0.3	1.8	1.0	3.1	0.7	1.3
洋麻	0.7	0.7	2.0	2.0	1.3	1.3
亜麻	10.1	1.7	14.0	2.9	3.9	1.2
蓖麻	50.0	30.0	52.0	31.0	2.0	1.0
棉花	81.7	15.0	101.9	17.0	20.2	2.0
葉煙草	1.8	2.4	2.2	2.9	0.4	0.5
甜菜	6.3	51.0	12.0	134.0	5.7	83.0
大豆	3480.0	4100.0	3440.0	4130.0	-40.0	30.0
高粱	3080.0	4190.0	3070.0	4270.0	-10.0	80.0
玉蜀黍	1290.0	2120.0	1280.0	2090.0	-10.0	-30.0
粟	2750.0	3080.0	2740.0	3120.0	-10.0	40.0

注. 横山敏男『満洲国農業政策』東海堂 1942年 80~81頁より作成

1937年、5月10日から15日にかけて、関東軍の主催による農業政策審議委員会が開催された。委員会は五ヵ年計画を遂行するために行政機構改革を発表し、「農業政策綱要」として答申した。

農畜部門の改良助成方策から林制の確立、さては土地制度の大綱樹立に及び、……農事合作社を中心とする、金融・生産・流通・利用の統制をなし、依って農家経済向上を図ると共に増産計画の要望に応ぜしめんとせしめる……農事合作社乃至は農事協同組合の組織普及を以て満洲農村向上に資せんとする思想は、この農政審議会に依って表明された³⁹。

農業政策審議会の答申を受けた満洲国産業部は、「日滿ブロックの強化と農産物の自給自足化を図るため重要農産物の生産配給統制を断行することとなり……農業統制の実行機関は一県一組合主義」⁴⁰によって農事合作社を設立することとなった。1937年6月、農事合作社が設立された。農事合作社の生産統制方針は以下の通りである。適地適作主義

- 一、適地適作主義に基き農産物の生産割当を行い地域的に作物転換を行わしむ
- 二、農作物の輸出入は種類を指定しこれを国家管理とす
- 三、米・小麦・棉花・大豆・亜麻・煙草・甜菜・ケナフ（洋麻）・ルーサン（飼料）等の重要農産物の生産、販売を統制す
- 四、農作物の専売制は米のみとしその他は国家管理の下に価格統制により自給関係の円滑を期す⁴¹

その後、日中全面戦争が勃発し、「支那事变完遂の目的の下に、日本が第一次の物資動員

計画を樹て」⁴²、1938年初の関東軍第四課「満洲国産業開発五年計画第二年度以降対策ニ関スル意見」に基づいて、満洲国は5月の修正案を決定した。この修正案では、対象農作物を当初案の十五種目に更に四種目を付加して十九種目とした。その新種目は蕎麦、柞蠶、荏と落花生である。

(I) 輸出振興並に輸入防遏に関するもの：大豆、蕎麦、荏、落花生、小麦、ケナフ、棉花、葉煙草、甜菜の九種目。

(II) 国民生活安定に関するもの：高粱・粟・玉蜀黍・柞蠶

(III) 戦時並に平時の軍需に應ずるもの：水稻・大麦・燕麦・ルーサン・亜麻・蓖麻⁴³

この修正案が1937年の計画に対して異なる点の、第一は、軍需作物の増産のみに偏るのではなく、大豆を中心とする普通作物の増産をはかることであった。これらの普通作物の増産目的は第三国に対する輸出に置かれた。要するに、満洲国本来の基本作物の増産により農民生活安定と生産力拡充をするという意図が明確である。第二は、盧溝橋事件後の華北侵攻により大麦・燕麦・ルーサン・亜麻・蓖麻などの軍需作物の確保が出来るようになったため、軍需作物の地位が低下した。他方、華北地方の食糧不足問題は深刻で、日本農業は特に食糧の長期戦下における脆弱性が呈したため、満洲国の農業動員で食糧不足を填補し、日本・満洲国・華北占拠地における農業関係は一層強化された。

以上を要言すれば、この時期の満洲国農業政策の中心は米、小麦、大麦、燕麦、ルーサン、ケナフ（洋麻）、蓖麻、棉花などの軍需作物が重視された一方、普通作物には力をいれていなかったとも言えよう。日中全面戦争の勃発前後、満洲国農業政策が一転し、満洲にある代表的な農産物である大豆を中心とする普通作物の増産に転換した。この政策の転換は、日中全面戦争期の満洲国農業に、大きな影響を与えた。満洲国農業は大幅に増産する可能はない、日中全面戦争期に日本と華北占拠地への供出を確保するために、普通作物の増産を目指す同時に、満洲農村の蒐荷も重視する策へ転換することは次項で検討する。

2 農産物統制策の展開と限界

本項の課題は、満洲国政府が行った農産物統制の具体策の推移と実態を把握することである。

A 米穀統制・糧穀統制・特産統制（1937年8月～1939年11月）

満洲産業開発五ヵ年計画による龐大な資金⁴⁴投入と日中戦争全面化によって、一時的に安定したか見えた農産物をはじめとする物価は上昇し続けた。そのため、満洲国政府は1937年8月3日、前述した増産対象作物である米・小麦粉・燕麦・玉蜀黍・粟・蓖麻などの価格を抑制すべく「暴利取締に関する件」を公布した。1938年2月26日に国家総動員法を公布し、4月12日暴利取締令を改正・強化した⁴⁵。1939年7月28日物価委員会において「時局物価対策大綱」の基本方針が明示した。大綱の特徴は以下の通りである。

- (一) 諸経済建設計画を積極的に促進せしめることを一般的な基準とし、かつこれと並んで国民安定をはかるために、理論より実践を重視する。
- (二) 戦時適正価格の安定を目標とするが、国内物資、輸出入品不急不要品、代用可能品につき各々その特殊性に照応して定める。
- (三) 重点主義により、先ず一般消費資材、生活必需品、家賃、労賃などに主力を注ぎ、生産資材については日満物動計画に即応して、現在の統制機構を整備強化するとともに、物資委員会との関聯において別途に考慮する。
- (四) つねに日本との関聯を考慮する⁴⁶。

これは1938年関東軍の「修正案」と比べると、対象農産物が基本的に同じで、輸出振興並に輸入防遏に関するものと国民生活安定に関する普通作物であることが分かる。

以上の法令を補強するために、配給機構の整備にも着手し、特殊会社を中枢機関として統制を行うことになった。満洲国は普通作物の小麦類に対しては小麦統制会社、米穀に対しては米穀統制法による糧穀会社を設立し、大豆・大豆粕・大豆油などの特産三品に対しては大豆専管公社など統制機関を設立した。

先ず日中全面戦争の勃発後の1938年9月満洲製粉連合会が設立された。従来、満洲には小麦・小麦粉の生産量は消費量より少なく、そのため無税で輸入されていた。自給自足をはかり・輸入を抑えたため、1934年11月から外国粉に輸入税を課した。更に、1937年「産業開発五ヵ年計画」の現地調弁主義に沿って、小麦に対して増産計画を立て、国内の製粉業を保護・助長する策を講じた。しかし、日中全面戦争の勃発により、上海製粉工場の封鎖と華北地方需要増大・相場急騰⁴⁷のため、満洲国民民主食物の一である小麦・小麦粉の価格も暴騰し、小麦に対する統制は緊迫に必要なになった。1938年にはまず地域別配給統制のため、小麦粉配給統制組合を設立した。そこで1938年9月5日国務院会議において「小麦粉根本対策」⁴⁸を決定し、全国的に統制を強化した。それと共に、1938年11月満洲製粉連合会を設立した。これは1939年12月に満洲穀粉管理会社に改組され、小麦・小麦粉の統制が行われた。

小麦の統制を行う同時に、満洲国は米穀をはじめとする主要糧穀の統制にも着手した。貿易統制法の1938年7月の改定により、輸出品目に高粱、小麦及び小麦粉、米が追加された。日本開拓民と朝鮮移民の増加によって、米の消費量が増加し、更に日中全面戦争長期化による軍需調弁の増大により、米の確保が求められた。「今日ノ如キ未曾有ノ飯米飢饉ヲ現出」⁴⁹により、米の生産・輸入・配給を調整し、価格の統制を実施すべく。1938年11月米穀管理法を公布した。満洲糧穀会社も12月に実行機関として設立された。同時に、米穀以外の主要糧食の確保のため、1939年2月に「主要糧穀統制法」を公布し、包米・高粱・粟など配給統制を実施した。これによって、満洲糧穀会社は、米穀をはじめとする満洲主要糧食の統制を行った。その統制方針は以下の通りである。

- 一、満洲糧穀株式会社は主要糧穀（差当り高粱、包米）の蒐貨、配給及一元的輸出を行うこと

二、主要糧穀の主要出廻地に於ける主要糧穀取扱業者をして主要糧穀の配給統制に協力せしめんが為組合を結成せしむること

……

五、満洲糧穀株式会社は国内大口需要考に対しては、直接配給を行い国内市場に対する配給に付ては当該市場に於ける配給業者の組合等を通じてこれを行うの外、必要と認むるときは直接小売を行うこと

輸出に就いては直接又は他に委託して一元的に之を行う事

六、政府は必要に応じ主要出廻を除く他の出廻地に於ても主要糧穀に関し価格の公定、その他主要糧穀に関し価格の公定、その他主要糧穀配給統制上適当なる措置を講ずること⁵⁰

米穀統制、糧穀統制につづいて、1939年9月に「重要特産物専管法」が公布され、大豆三品に対して統制もはじまった。従来、満洲の大豆は最も重要な輸出特産品であり、最大の輸出市場はヨーロッパであった。日中全面戦争開始以降、日本国内の化学工業の戦時動員のために、化学肥料生産が低下し、満洲大豆の需要が拡大する。特に、1939年のヨーロッパ戦の勃発により、日本以外の最大輸出地が封鎖状態に落ち込んだので、満洲大豆の輸出先は日本本土が中心となった。1939年9月の日満農政研究会第一回総会で、石坂常任幹事は、大豆に関する統制策「は日本側輸入統制機構に即応し日本に於ける低物価政策、生産力拡充計画に支障を来さざるやう対日輸出価格の適正を図ること…日本側で大豆及大豆粕が肥料として非常に重要なものでありますので、日本側に於ては満洲から入って来る大豆及大豆粕合せての輸入機構・国内に於ける配給機構等を整備し、これに依って一般的統制を行い」⁵¹と述べた。1940年3月23日衆議院予算総会席上、河野一郎も満洲大豆の低価格と重要性を言及した。——満洲の大豆、雑穀の値上げについては、我が国の諸物資、殊に肥料、飼料の価格にも影響するところ大なるものがあるので、……満洲国政府としては強制収買の方法をとることも考慮している。この場合市価が公定価格より多少上廻っている事情も考へ若干引上げをしたが、強制収買を行ふことが出荷の円滑を期す上において妥当なりと考へられたのである。……我が国の現状としては価格低廉も必要ではあるものの、満洲農産物の確保をさらに必要なりと認め、大局上の見地からこれを承認するとともに満洲国政府当局に対し供給を確保につき一段の努力を要望している次第である⁵²。

つまり、満洲国の大豆統制は日本の化学肥料不足の補充の役割をもつようになった。大豆三品に対する統制政策は、いかに低価格の大豆を日本へ供給することに置かれた。そこで1939年11月に満洲特産専管公社を設立し、満洲の大豆に強制収買・価格統制を行った。

1937年から1939年にかけての農産物に対する統制策の重点は、生産政策から流通統制へと転換した。各農産物統制機関は満洲主要農産物の蒐荷統制を開始した。表5の蒐荷実績によって、この時期の統制成果が、その後の本格統制と比べて好成績であったことがわかる。満洲穀粉管理会社・満洲糧穀会社・満洲特産専管公社の設立は、主に農産物流通を統制する

ためであった。三統制機関はいずれも当時の農事合作社が運営している交易市場で販売していた農産物の統制を行った。しかし、この時期の統制政策には大きな危機が存在していた。第一に交易市場以外の農産物販売行為がなかなか統制できなかった。第二に1940年以降の物価上昇は激しく、公定価格と交易市場の蔭で闇の価格騰貴と市場拡大が顕在化した。

表5 満洲国農産物年度別生産量、販売量及び農村保留量（単位：千トン）

		1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	総平均
生産量		16592	19321	18060	19704	18706	17627	19424	19287	18465
販売量	数量	7707	8349	8678	4724	5495	6048	7670	8926	7200
	比率	46.4%	43.2%	48.1%	25.3%	29.4%	34.3%	39.5%	46.3%	39.0%
農村保留量	数量	8885	10972	9382	13980	13211	11579	11754	10361	11265
	比率	53.6%	56.8%	51.9%	74.7%	70.6%	65.7%	60.5%	53.7%	61.0%

注：東北物資調節委員会：「東北経済小叢書—農産（流通篇上）」1948年2月 5-6頁より作成

B 本格的な統制政策の展開（1939年11月～1941年）

1939年11月、専管公社が設立され、最も重要な大豆も統制下に入るようになった。専管公社は糧棧或いは糧商が鉄道で輸送する混保大豆⁵³と豆餅を買収し、指定された油坊で加工し、製品は全部買収した。専管公社は現物を買収する以外に、有力特産商の三菱、三井、宝隆などと混保大豆を先物契約で買収した。当時鉄道で輸送する大豆量は約全体輸送量の7-8割であったため、農産から出荷された大豆を鉄道沿線で統制する。蒐荷目標が達成できるだろうと予想した。しかし、専管実施後の1939年11月上旬混保大豆の鉄道受付数量は前年の一日平均7050トンから1939年の一日50トンまで激減した。同時に北満同様小口払の数が増加し、大豆の加工品の輸送量は1938年同期の700トンから1939年の2000トンに増加した⁵⁴。つまり、農民は公定価格が低いため、混保大豆を避けた。1939年11月から1940年1月までの大豆出廻量は昨年同期の55万トンより、40万トン⁵⁵も出廻量が不足したため、蒐荷は失敗した。

蒐荷不足と蒐荷促進の問題は、満洲国末期の農業統制政策の重点であった。満洲国は、中央官庁の機構を整備するほか、収買政策を更に徹底的に改革し、幾つかの措置を採った。まず特産専管法を改定した。1940年2月10日から、重要産物は混保大豆以外の農産物及び農産物加工品に使用される大豆粕などを指定した。つぎに、興農合作社を設立した。1939年の蒐荷失敗を回避するために、金融合作社と農事合作社を合併し、1940年4月に興農合作社を設立し、満洲国農村に対する一元的な統制機関とした。第三に、農事合作社が担当している交易市場の経営を興農合作社へ移管し、8月に「農産物交易場法」を公布した。満洲各地に数十年間存在していた糧棧と糧市は禁止され、交易は興農合作社の交易場と収買所（表6）に限定された。第四に、農産物購買を制限した。1940年9月17日「満洲国」国務総理官邸会議室で、農産物資の蒐荷配給機構強化再編成をめぐって十一省次長懇談会を行なった。この懇談会の決定により、10月に入ってから、満洲国の各地での糧棧組合が本格的に発足した。

主要糧穀統制強化方策従来の主要糧穀統制を一括し、新に主要糧穀管理法を制定、統制の完璧を期する新法制定に伴い焼鍋業、制粉業に対する統制を強化し金融等も極力引締め糧棧に再検討を加え各県旗別に新組合を結成せしめ組合に対しては強力なる許可制を採り、特産取扱は糧棧を含め⁵⁶

1940年に成立した糧棧組合数は94、1941年には42、1942年には18、1943年には0であった。組合に結成された2277軒である。184県、2317軒の糧棧の98%を占めた⁵⁷。満洲国は直接に農産物蒐荷を担当する糧棧の直接統制を行おうとした。第五に、出荷奨励金制度を導入した。この制度は早めに農産物を掌握し、闇貿易を防ぐために、規定期間内に出荷した農民に対して、一定の奨励金を渡すものである。その内容は以下の通りである。

大豆 60疋当り2.32円（1940年10月1日—1941年1月31日）
 米 穀 60疋当り1.80円（1940年10月中） 1.20円（11月中）
 0.60円（12月—1月末日）
 高粱・包米 60疋当り1.20円（1940年10月1日—11月15日）⁵⁸

表6 1940年満洲国各省交易場と収買所数

	長春市	吉林省	龍江省	北安省	黒河省	三江省	東安省	牡丹江省	濱江省	間島省
交易場数	—	110	35	40	7	38	20	25	55	49
収買所数	—	7	2	3		1				
合計	—	117	37	43	7	39	20	25	1	
	通化省	安東省	奉天省	錦州省	興安南省	興安東省	興安北省	興安西省	熱河省	総計
交易場数	32	46	139	81	17	5	1	6	56	762
収買所数	2	25	18		5				37	101
合計	34	71	157		22	5	1	6	93	863

注：東北物資調節委員会：『東北経済小叢書——農産（流通篇・上）』1948年2月 112頁

1941年度の統制政策のうち、最も重要な政策は統制機関の合併と先銭制度の実施であった。第一は、農産公社の設立である。前述した満洲農産物の統制は糧穀会社、穀粉会社と専管公社で行われたが、この三特殊会社の統制対象は米、糧穀（高粱・包米・穀子など）、大豆及び各種油料作物、小麦、麵粉など五項目があり、それと対応する統制法案は米穀管理法、糧穀管理法、特産物管理法、小麦製粉業統制法、麵粉専売法などであった。統制を開始した最初の段階には、戦局の進展により、各作物の需要も違うため、統制の方式・流通経路も相違していた。三特殊会社は別々に各種農産物の統制を行った。1941年に入ると、農産物に対する統制を厳格に実施するため、各種農産物の統制手段も画一的になった。満洲国は三特殊会社を「統合すべきである」⁵⁹と認識し、8月に合併して農産公社を設立した。農産公社は満洲国政府と一体になって農産物の統制に取り組む体制ができた。第二に、先銭制度が実施された。農産物の「青田売買」と闇貿易を根絶し、農産物を出荷する前に確実に掌握するた

めに、満洲国興農部は出荷奨励金制度を廃止して、同年4月から先銭制度の実施すると発表した。この制度の概要は以下の通りである。各村・屯長に命じて、増産出荷の目標を定めて、当該村・屯で出荷する前に興農合作社と契約を締結させる。政府はその契約に対して100キロの農産物に1圓の先銭奨励金を支払う。この100キロの1圓の金額は「小麦の場合はこの1圓は価格の5%にも達せざるに、包米・高粱に於ては10%に達する」⁶⁰という。当時の農民の状況に即してみると、決して少ないものではないと考えられる。契約した村・屯長と各農家は、収穫後、契約した出荷量を出荷しなければならないというものであった。この制度の実施により、満洲国の各市・県・旗には「増産出荷推進本部」をつくった。満洲国の行政機構は全面的に出荷動員に介入した。出荷状況は1940年度より良くなったが、ただ統制以前に比べると、先銭制度実施でもたらず蒐荷成績はまだ目標に達成していなかった。一方、満洲国行政機構の動員と満洲農村事情の掌握により、その後の出荷促進成功の基礎となる。

3 小結

こうして、日中全面戦争後の農産物統制政策は、従来の「企画経済下の統制」・「農民生活安定・農業改良」という増産政策から、現地増産と農産物統制を重視する政策へ変化した。日本帝国主義の戦争に適応するために、満洲農産物に対する統制が強化された。満洲の農業は「日支に対し多量の糧穀を供給するに努む」⁶¹という地位に置かれた。この統制政策を応じて、1937-1939年に農産物流通統制によって、蒐荷実績は上がった。しかし、流通統制下「一方高騰せる一般物価に対し農産物統制価格は低廉にして」⁶²、物価と公定価格の差がどんどん拡大し、1940年・1941年には農民の「惜売」（交易市場に売らない）状況は急激に増加した。蒐荷の目標は前三年度平均の半分ぐらしか達成できなかった。1941年7月28日には、満洲国は「七・二五物価停止令」⁶³を公布したが、公定価格を変動させない措置に対して実際の物価である闇価格は上昇し続けた。1941年に蒐荷統制が失敗すると、闇市場は満洲国の統制体制と対立する重要問題になった。

Ⅲ 太平洋戦争期の農業統制政策

ここでは、太平洋戦争期に出荷統制策がいかに強化されたか、統制政策と対立する闇経済の実態はどこまで広汎に存在したかを検討する。

1 農産物蒐荷政策の強化

1940年と1941年に連続的に出荷統制が失敗したため、1942年度の統制は更に徹底的に行われた。全満省次長会議では蒐荷のために「農民向生必需物資特に綿糸・織物の優先的配給す

る…富農不在地主に対する出荷工作の協力…集団出荷は過去非常に成績がよく、今後も奨励されたい、闇取引は厳重に取締」⁶⁴ことが決定された。第一は、農民に対する棉布など生活必需品の配給である。満洲国の生活必需品（棉布・塩・火柴・靴下など）は主に日本製品に頼っているため、戦局悪化と共に生活必需品の配給は非常に不足した。農産物出荷を促進するために、農産物を出荷した農民に優先に生活必需品を配給し、特に農民が最も好ましく棉布の配給によって、農産物出荷促進の効果が大きくあらわれた。第二は、集団出荷である。前年度の先銭制度の実施により、契約した出荷量以外の農産物を統制するために、「屯」を一単位として集団出荷を行うことになった。これを担当するのは「行政・興農合作社・協和会」という三位一体の体制である。農民が独自に出荷する行為を禁止し、特に地主・富農層農家の農産物を闇に流出すること防ぐこととした。第三は、銭租制度の実行である。満洲農村には、小作料はほとんど現物支払いや現金・現物半々支払いで行われていた。前述した各統制制度は満洲地主小作料の農産物を統制していないため、この部分の農産物は相当に闇へ流出し、統制政策を動揺させた。本年度から、不在地主の小作料を現物で納めることを禁止し、現金で支払うことになった。1942年以降の物価は日々高くなった⁶⁵。1940年から配給手帳制度の実施により、地主・富農は現金があっても市場から必需品が購入できなくなった。つまり、地主・富農の現物地租の代わりに、満洲国が発行した紙幣を用いることになった。以上の制度の実施により、前年度出荷量より50万トン以上の増加を実現した。出荷統制は成功軌道に乗ってきた。

1943と1944年度には、出荷統制政策は従来の統制政策の変更点はなかった。主に前述した各政策の補正や配給量などを調整することだけを行った。最も注目される措置は農産物出荷量が満洲国中央一省一市一県・旗一村一屯に沿って規定され、前述した先銭制度と契約を排除し、直接に行政指令で出荷量を規定することになったのである。「報恩出荷」と称する強制出荷を広範に実施した。この出荷量を実現するために、満洲国の経済警察を動員した。満洲国の滅亡までに、出荷統制はやっと統制経済前のレベルに戻った。

以下は樺甸県と敦化県の警察が出荷政策に重要な役割を果たした例である。

樺甸県の警察官の指導による輸送挺進隊と云ふのがあった。樺甸県は通化県につらなる山岳地帯であるため、例年出荷は土地の凍結を待って把犁を以って交易市場に搬出するのが常とした。所が今年度は早期出荷のため土地道路の凍結以前に出荷せざるを得ないので、村内の少数大車を動員して警察官が之を指揮して輸送挺進隊を編成し集団出荷をなすことになった。……敦化県の如き山岳地帯であって車馬数少きため県の出荷計画により、全県的車馬を動員し、各警察署中心となり部落の計画的集団出荷を実施し、割当を完了せる部落車馬は直ちに他の部落に増援され、割当を終った警察管区的車馬は又直ちに他の管区に増援され、かくして困難な条件にも拘らず全県の割当を東部県中第一位の成績を以って完了した⁶⁶。

このように太平洋戦争期の農産物蒐荷政策の強化を検討してきたが、1942年からの強力な

統制政策によって蒐荷実績が良くなり、1943年と1944年の蒐荷量はほとんど日中全面戦争期に入った頃のレベルに戻った。

2 農産物闇市場の実態

別稿では統制経済期に入ってから、満洲農村では統制経済圏に対して、村屯有力者の不法占有されていた配給物資が闇に流出され、一部農民も手元の生活必需品を流出させ、土着資本と行商人の資金と商業ネットワークの運営により、農村闇市場が形成されたことを検討した⁶⁷。しかし、農村闇市場に関する調査資料は非常に少ないため、この闇市場はどこまで成長したか、どのぐらい規模があったのか、なかなか検討しにくい。ここでは、「都市購買力実態調査報告」⁶⁸を利用して、1944年7月時点の満洲国三大都市の闇市場の実態を検討する。

A ハルビンの「老客児（出張員）」

ハルビンは北満農村を背後地として、糧食関係の工業と商業が発達していた。特に、傅家甸（現在の道外区にある）はハルビンの起源地として、背後地の農産物を収集するとともに、農村への生活必需品も供給する。傅家甸にある土着資本は各地の農産物を収集するために、「触手としての『老客児（出張員）』（老客児は糧棧従業員の中堅）が各地に派遣されて居て、糧棧は老客児を通じて、各地の市況、取引監視、受渡の監督、買付、販売等」⁶⁹を行っていた。従来老客児は常に自己代理店に宿泊するが、1944年の時点で、老客児の闇活動はますます拡大していた。老客児は顧客として旅館に投宿し、旅館を利用して商品の所在、数量、売買条件などに関する情報を積極的に収集し、または旅館で比較的安全、秘密に取引を行われた。老客児は「旅館に常時七十万円乃至百万円の現金が予託され」⁷⁰、相当な農産物闇貿易を行っていたことが推測できる。

B 新京（長春）の小販児（立売人）

1944年になると、満洲国首都の新京には、人通りが一番多い大馬路約2kmの間の両側の歩道に立売人が多かった。このような人は営業許可がない露天商人であり、黒市小販児と呼ばれた。彼らは都市の街頭に出没し、満洲国の警察はなかなか取締が難しいので、大馬路を中心とする東両馬路から七馬路まで立売人の闇取引を放任していた。新京に「八百人の小販児と推定して、一人五円をはせると毎月十二万円は消化出来」⁷¹に達した。当時の特配階級でも配給できないリングは、主に南満洲の果樹園であるため、彼らは「鉄道の従業員と連絡し、駅前渡」⁷²を通して、果物も販売していた。

C 奉天の食糧不足

奉天は満洲国第一大都市としては、消費量が非常に多いため、1944年の時点で物資配給が非常に不足した。表7によると、奉天の物価総平均指数は新京・ハルビンより高い。特に食糧民価は相当の価格差がある。少なくとも、奉天の食糧を中心とする生活必需品配給は非常に不足していたのではないかと考えられる。160万人の中国系人口中、28万余の労需特配を受ける労働者階級を除いて、残りの約130万人への配給物が非常に不足した。更に、奉天に

は15万人の流動人口が存在しているとされた。彼らは全く配給物資を受け入れておらず、全部闇市場の依存によって生活していた⁷³。特配を受けている日本系の人々にある程度に配給不足状態となった。1944年の奉天では、中国系の人々の食糧は約70%が闇市場に依存し、日本系の人々には約40%以上が闇市場に依存していたという⁷⁴。

表7 1944年8月満洲国三都市民価指数（1941年12月を100基準とする）

	ハルビン	新京	奉天
主食品	524	540.1	724.1
副食品	744.7	745.3	816.4
衣料品	826.7	784.1	801.3
燃料雑品	713	648.2	673.3
総平均指数	702.1	679.4	753.8

注. 満洲中央銀行調査部：『都市購買力調査報告』1944年12月 208頁より

以上各都市の闇市場について一部の事例を取り上げた。ここから太平洋戦争期の満洲国農産物闇市場の状況はある程度に推定できる。満洲国民の日常生活は、闇市場に深く依存していた。満洲国政府は農産物闇市場を黙認した。満洲国の農産物統制政策に対しては、大量の農作物が闇市場を通して、統制体制外に流出していた。そして、闇市場の農産物価格は満洲国日常生活の実際の物資価格となった。「公定価格制」は闇市場の存在によって、実際には維持することができなくなっていった。

小 括

満洲国建国当初の農業政策の基本方針は満洲を日本の資源基地とし、統制経済手段を導入することであった。それに基づいて、初期には「統制的農業開発」を目指したが、経済恐慌と事変後の混乱などのため、農村は非常に窮乏状態に陥った。かかる事態に対応すべく、関東軍・満洲国は自給自足・地方生活安定という政策に転換した。ただし関東軍は実質的に農業を軽視したので、増産と転作の成果はほとんど見られなかった。

1936年から農業政策は「現地補充主義・現地調弁主義」という「農業統制経済」に転換した。満洲国は農業を重工業と同じ重要な産業と見なした。農業への投資不足で従属地位は変わらなかった。日中全面戦争勃発により、満洲農業の役割は「適地適作主義」的に満洲在来農産物を増産し、日本・華北に供出することに転換された。日中全面戦争の長期化により、満洲国の農業政策は流通機関の統制と蒐荷促進へと変わった。1937-1939年には流通機関の統制によって、蒐荷成績は目標に達成したといえる。しかし、公定価格と実際価格の差が拡大することによって、流通統制は限界に達した。1940・1941年には、農民は農産物を交易市場に搬出しないまま、闇へ流出したので、闇市場はどんどん拡大した。

太平洋戦争以降、満洲国の農産物出荷統制策は更に徹底的に行われた。農民への生活必需品配給・集団出荷・銭租制などが実施され、出荷量は増加した。1943・1944年には実質的強制出荷への転換により、蒐荷実績は1937-1939年のレベルを達成した。しかし、満洲各地にある膨大な闇市場の形成が促された。満洲国は実質的に満洲各地の闇市場を承認し、それによって、農産物統制政策は農村から解体した。

	満洲国初期	日中全面戦争期	太平洋戦争期
政策立脚点	自立	統制	強力な統制策
経済地位	軍需基地・自給自足	対日従属	対日全面従属
重点領域	生産促進政策	流通統制	生産統制
目標作物	南棉北麦など経済作物供出	普通作物の供出	満洲農業の対日華供出
対象農民層	富農・地主	満洲一般の農民	富農・地主を含める全満農民
稼動機構	農業生産指導機構の支援	経済統制機構の動員	行政権力機構の発動

注

- 1 風間秀人：『満洲民族資本の研究—日本帝国主義と土着流通資本—』 緑蔭書房 1993年
- 2 風間秀人・飯塚靖「農業資源の収奪」（小林英夫・浅田喬二編：『日本帝国主義の満洲支配——十五年戦争を中心に』 時潮社 1986年）
- 3 解学詩『偽満洲国新編』 人民出版社 1995年 541頁
- 4 山本有造：『『満洲国』 経済史研究』 名古屋大学出版会 2003年
- 5 満洲史研究会編：『日本帝国主義下の満洲——「満洲国」成立前後の経済研究』 御茶の水書房1972年
- 6 「満洲事変機密略関係日誌其の二」 昭和6年12月9日（『現代史資料7（満洲事変）』 みすず書房 1964年） 291-292頁
- 7 同前
- 8 「満洲国経済建設綱要」（大阪時事新報 1933.3.1）
- 9 「農産救済恒久策に大豆減段案採用」（満洲日報 1934.2.10）
- 10 「農産救済恒久策に大豆減段案採用」（満洲日報 1934.2.10）
- 11 拙著「満洲国期の農村経済関係と農民生活——吉林省永吉県南荒地村を中心に」（新潟大学現代社会文化研究科・環日本海研究室『環日本海年報』 第17号）
- 12 拙著「1930年代における「満洲国」 地方財政構造の変化」（新潟大学大学院現代社会文化研究科『現代社会文化研究』 第50号） 参照
- 13 注：実業部経費の農業関係支出：農事試験場275,432元、綿羊改良場75,259元、家畜防疫費127,928元、柞蠶種繭場36,026元、地方勸業費228,718元、産業奨励費1,204,374元、計1,947,737元。「康德三年総予算」（中国・吉林省満鉄資料館所蔵） 118-140頁より
- 14 「満洲国財政部が地方金融に努力」（満洲日報 1934.6.22） 参照
- 15 前掲 拙著「満洲国期の農村経済関係と農民生活——吉林省永吉県南荒地村を中心に」
- 16 「満洲農民よ、何処へ行く」（『満洲評論』 第六卷四号、1934.1.27 4頁）
- 17 「金融合作社の沿革と業績（1～3）」（満洲日々新聞 1939.8.23～1939.8.26）
- 18 日満農政研究会新京事務局『満洲農業要覧』 1940年 1123～1126頁

- 19 前掲「金融合作社の沿革と業績（1～3）」
- 20 満洲国実業部臨時産業調査局編『農村実態調査報告書』第15巻 1989年復刻 龍溪書舎 173頁
- 21 南満洲鉄道株式会社調査部『双城県ニ於ケル農民カラ聴取調査覚書』1939年 28～100頁
- 22 注：調査対象金融機関は①興農合作社、②大興公司・私当、③満洲中央銀行・満洲興業銀行・東洋拓殖株式会社・横浜正金銀行、④国内普通銀行・商工金融合作社、⑤満洲拓殖公社・開拓協同組合、⑥糧棧及其他商人金融、⑦地主及農家相互金融などである。
- 23 満洲調査機関联合会・農業金融調査委員会：『農業金融調査報告書（第一編 金融機関ノ現状ニ関スル調査）』1943年6月 225-226頁（アジア経済研究所『張公権文書』R4-3）
- 24 前掲 拙著「満洲国期の農村経済関係と農民生活——吉林省永吉県南荒地村を中心に」参照
- 25 満史会編『満洲開発四十年史』（上巻）謙光社 1964年 774頁
- 26 『特産取引事情・上巻』1942年 606頁
- 27 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史・各論』1974年 789頁
- 28 横山敏男『満洲国農業政策』東海堂 1942年 28頁
- 29 拙著『『満洲国』初期の農村租税公課に関する考察——北満地方を中心に』（新潟大学大学院現代社会文化研究科『現代社会文化研究』第48号）参照
- 30 前掲『満洲国史・各論』1974年 790頁
- 31 前掲『満洲民族資本の研究—日本帝国主義と土着流通資本—』緑蔭書房 1993年 108頁
- 32 前掲『特産取引事情・上巻』703頁
- 33 前掲『満洲国農業政策』東海堂 1942年 78頁
- 34 前掲『満洲国農業政策』東海堂 1942年 79頁
- 35 満鉄産業部編：『満洲経済年報（昭和十二年・下）』1937年 149頁
- 36 満鉄産業部編：『満洲経済年報（昭和十三年・下）』1938年 271頁
- 37 前掲『満洲経済年報（昭和十三年・下）』1938年 271～272頁
- 38 前掲『満洲国農業政策』東海堂 1942年 82頁
- 39 満鉄産業部：『満洲経済年報（1937年・下）』改造社版 128頁
- 40 「農事合作社新設・満洲国、農業統制方針」読売新聞 1937.6.24
- 41 同前
- 42 同前
- 43 前掲『満洲国農業政策』東海堂 1942年 83頁
- 44 前掲『『満洲国』経済史研究』名古屋大学出版会 2003年 37頁参照
- 45 暴利取締令に関することは、詳しく前掲『満洲国史・各論』1974年 533～534頁参照
- 46 「満洲に於ける物価問題（1～4）」（東京朝日新聞 1939.11.22-1939.11.29）
- 47 「前途多難の製粉界——内外から加る圧迫材料」（中外商業新報 1937.8.23）
- 48 「小麦粉根本対策」（満洲日日新聞 1938.9.6）
- 49 哈爾濱鉄道局附業課：『満洲農産物諸統制法ノ実施ガ管内経済界ニ及ホセル影響調査（其ノニ）』1940年9月 15-16頁
注：ページ番号は筆者より作成
- 50 「満洲糧穀統制成る 高粱包米も統制（上・下）」（国民新聞 1939.10.25-1939.10.27）
- 51 日満農政研究会：『日満農政研究会第一回総会速記録』1939年 109頁
- 52 満洲評論社：『満洲に於ける農業政策の諸問題』1942年 64頁
- 53 注：混合保管制度とは、満洲国の鉄道及港湾などの業務は満鉄に一括管理され、輸送上の便利のために、保管と混合保管に分けられる。依頼する貨物が依頼者を主体するのではなく、倉庫業者の立場

から荷物を保管することである。例えば、石油、アルコール、大豆、棉、染料などがある。

東北物資調節委員会：「東北経済小叢書——農産（流通篇下）」1948年2月 12-13頁より

- 54 「専管制実施と大豆出廻」（『満洲評論』第17巻第23号 1939年12月 5頁）
- 55 『満洲評論』第18巻第3号 1940年1月 24頁
- 56 「現行専管法を廃し新法を公布 十一省次長懇談会 意見完全一致」（『満洲日日新聞』1940.8.18）
- 57 興農合作社中央会普及部調査課：『糧棧組合及組合員ニ関スル調査、統計篇』1943年12月より計算
- 58 「新穀出荷促進策成る」（『満洲評論』第19巻第15号 1940年10月 2頁）
- 59 「農本公社案の意味」（『満洲評論』第20巻第12号 1941年3月 2頁）
- 60 「農産物増産蒐荷新方策に就て」（『満洲評論』第20巻第17号 1941年4月 22頁）
- 61 「農業、日満一体——新体制案きょう七相会議へ」（大阪朝日新聞 1941.1.9）
- 62 「農産物統制の窮極」（『満洲評論』第18巻13号 1940年3月 18頁）
- 63 勅令第百八十一号『物価等臨時措置法』：1941年7月25日以降、物価は7月25日までの物価に従って、停止する。
- 64 「（情報）増産蒐荷、全満省次長会議開催」（『満洲評論』第23巻第20号 1941年11月 28頁）

65 新京・奉天・ハルピン三都市民価類別指数表 1941年12月=100

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1942年指数				137.8	139.8	146.5	151.7	158.0	168.0	176.9	194.5	202.3
1943年指数	226.0	250.2	244.7	264.8	272.2	273.6	343.7	396.2	431.3	478.5	505.1	563.3
1944年指数	473.7	469.4	453.6	503.9	524.2							

出典）満洲中央銀行調査部：『民価調』1944年6月 2頁により作成

- 66 警務総局経済保安科編：『満洲国の経済警察』1943年 234、235頁
- 67 拙著『『満洲国』統制経済下の農村闇市場問題』（新潟大学大環東アジア研究センター『環東アジア研究センター年報』第5号）
- 68 満洲中央銀行調査部：『都市購買力実態調査報告』1944年12月
- 69 満洲国実業部臨時産業調査局：『農村実態調査報告書（第10巻 農産物販売事情篇）』（龍溪書舎 1989年復刻）74-75頁
- 70 前掲『都市購買力調査報告』133頁
- 71 同前 34頁
- 72 同前 33頁
- 73 同前 208頁より参照
- 74 同前 210頁